

# 学区外通学を希望される保護者の皆さんへ



市では「市立学校通学区域に関する規則」により通学する学校を指定しています。

ただし、下表の許可基準に該当する場合、指定以外の学校への学区外通学を認められることがあります。

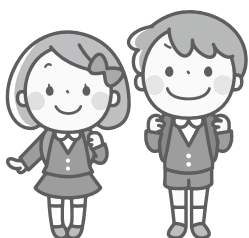
## ■許可基準に該当し、学区外通学を希望する場合

学校教育課、各支所で配付する許可申立書類(市ホームページからも取得可)を学校教育課または各支所へ提出してください。

その他、特別な理由があり学区外通学を希望する場合は、個別に事情をお伺いして、判断しますので、ご相談ください。

## ■相談・問／学校教育課

☎525-3782



## ■学区外通学の主な許可基準

事由	許可学年	申立時期	許可期限	備考(提出書類)
他学区に家を新築中で、その学区の学校へ通学する	小・中学生 (入学予定者を含む)	随時 (入学予定者は 来年2月から)	転居まで	工事契約書などの写し (保護者名、新築中の家の住所、引き渡し年月日が分かる部分)
他学区へ転居したが、高学年のため引き続き従前の学校へ通学する	○小学校5年生(第2学期以降)・6年生 ○中学校2年生(第2学期以降)・3年生	転居届け出時	小・中学校とも卒業まで	
他学区へ転居したが、学期末のため引き続き従前の学校へ通学する	小・中学生 (第1学期は6月20日以降、第2学期は11月23日以降、第3学期は12月24日以降)	転居届け出時	当該学期終了まで	
保護者が共働きなどのため、児童を預ける親類知人宅などの住所地の学区の学校へ通学する	小学生のみ (入学予定者を含む)	随時 (入学予定者は 来年2月から)	小学校卒業まで ※中学校では不可。	保護者の「勤務証明書」 「児童預かり承諾書」
保護者が共働きなどのため、児童を預ける児童センター(児童クラブ)の所在する学区の学校へ通学する	小学生のみ (入学予定者を含む)	随時 (入学予定者は 来年2月から)	小学校卒業まで ※中学校では不可。	保護者の「勤務証明書」 「児童入会証明書」
保護者が自営業で営む店舗などへ児童が下校するため、その店舗などの所在地の学区の学校へ通学する	小学生のみ (入学予定者を含む)	随時 (入学予定者は 来年2月から)	小学校卒業まで ※中学校では不可。	保護者の「勤務証明書」

## 君のイチ推し本に投票しよう！ 第4回福島市ビブリオバトル！

中学生・高校生による「ビブリオバトル」を開催！皆さんの投票で「チャンプ本」が決まります。本が好きな方、お薦めの本を知りたい方、興味がある方、観戦はどなたでも大歓迎です。ぜひお越しください。

## ■問／図書館

☎531-6551

■とき／9月1日(日)午後2時

■ところ／こむこむ

## ■ビブリオバトルって？

書評会に制限時間+投票というゲーム性をプラスした書評合戦です。「イチ推し本」の「ここが最高！」という思いを、台本無しの自分の言葉でぶつけ合います！

- 1 発表者が5分間、好きな本を紹介します。
- 2 発表後、2分間の質問タイム。
- 3 全員発表後、発表者と観戦者全員で「どの本が一番読みたくなかったか」を基準に投票します。
- 4 最多得票の本を「チャンプ本」に決定します。

